

7—(1)—③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日

環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正)

(平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正)

(平成20年4月1日環境省告示第41号一部改正)

(平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正)

(平成23年10月27日環境省告示第94号一部改正)

(平成24年5月23日環境省告示第85号一部改正)

(平成26年3月20日環境省告示第40号一部改正)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作:規格K0102の55.1に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	法、体系又は体系に規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)又は(イ)の方法を除く方法(ただし、汚濁物質及びイオンクロマトグラフィーで妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシ体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトシ体の濃度の和とする。